第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

| | |
|---|---|
| 氏名<br>（法人にあっては名称） | 学校法人　鶴学園 |
| 住所 | 広島県広島市佐伯区三宅２丁目１－１ |
| 計画期間 | 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 |
| 基準年度(*1) | 令和 4 年度 ～ 令和 6 年度 （平均） |

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

| | |
|---|---|
| 該当する事業者の要件 | ☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者）<br>☑ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者）<br>☐ ⑶特定事業者以外の事業者 |

２　事業の概要

| | |
|---|---|
| 事業者の業種 | 大学<br>（主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 8161 ） |
| 事業の概要 | 学校法人鶴学園を中心として、広島工業大学、広島工業大学専門学校、広島工業大学高等学校、広島なぎさ中学校・高等学校、なぎさ公園小学校で構成される教育機関。 |

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室効果ガスの排出抑制にあたっては、学校法人鶴学園　経営管理部長を統括とし、経営管理部次長をエネルギー管理推進者とします。また経営管理部担当職員並びに各学校・各部署の教職員でＣＯ２排出抑制に努めます。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

| 項　　目 | 基準年度の実績 a | 計画期間の目標 b | 削減量の対基準年度比 |
|---|---|---|---|
| | 令和4～令和6年度<br>（平均値） | 令和7～令和9年度<br>（平均値） | ((a-b)/a)×100<br>(aは基準年度の実排出量) |
| 温室効果ガス実排出量(*5) | 6,139　$t\text{-}CO_2$ | 6,080　$t\text{-}CO_2$ | 1.0　% |
| 温室効果ガスみなし排出量(*6) | | 6,080　$t\text{-}CO_2$ | 1.0　% |
| 目標設定の考え方 | 令和７年度実績から毎年１％を削減 | | |

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

| 事業分類 | 基準年度の実績 a<br>令和4～令和6年度<br>（平均値） | 計画期間の目標 b<br>令和7～令和9年度<br>（平均値） | 削減量の対基準年度比<br>((a-b)/a)×100 |
|---|---|---|---|
| | | | % |
| | | | % |
| | | | % |
| 原単位の指標及び目標設定の考え方 | | | |

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

空調温度設定の継続によるエネルギー負荷の低減及びＨｆや省エネ型照明器具を随時導入して排出量の抑制を図る。また、空調設備の機器更新より温室効果ガス実排出量を抑制する。

１．冷暖房の設定温度を政府の推奨値（冷房２８℃、暖房２０℃）を継続。
２．高効率のヒートポンプ、マルチエアコンの導入

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

なし

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

当学園では、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制のため

１．環境負荷の低減に務め、環境保全を図る。
２．教職員、学生に環境方針並びに、地球環境の大切さを周知し、全員参加の省エネルギーに務める。
３．設備機器の更新を中心とした省エネルギーの推進。

５　その他の取組

１．高効率機器の採用。
２、廃棄物の分別処理を確実に行う。

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

| | |
|---|---|
| 事業所の名称 | 広島工業大学 |
| 事業所の所在地 | 広島県広島市佐伯区三宅２丁目１－１ |
| 事業所の業種 | 大学 |
| 事業の概要 | 教育機関。敷地面積143.654㎡（講義室、研究室、実験室約36棟） |

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

| 項　　目 | 基準年度の実績 a | 計画期間の目標 b | 削減量の対基準年度比 |
|---|---|---|---|
| | 令和4～令和6年度<br>（平均値） | 令和7～令和9年度<br>（平均値） | ((a-b)/a)×100<br>（aは基準年度の実排出量） |
| 温室効果ガス<br>実排出量 | 4,495　$t\text{-}CO_2$ | 4,450　$t\text{-}CO_2$ | 1.0　% |
| 温室効果ガス<br>みなし排出量 | | 4,450　$t\text{-}CO_2$ | 1.0　% |
| 目標設定の考え方 | 令和７年度実績から毎年１％を削減 | | |

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

空調の設定温度の奨励よるエネルギー負荷の低減及び高効率の照明器具や空調機器を計画的に導入して排出量を抑制する。また、計画初年度から冷房設定温度27から28度、暖房設定温度20から21度を継続して実施している。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

なし

２　その他の取組

教職員・学生に対し、より一層の節電、節水の意識向上に努める。